

農業委員会定例会 3月

1. 開催日時 令和2年3月19日 午後1時30分～
2. 開催場所 小豆島町役場本館 1階 会議室
3. 欠席委員 5番委員、6番委員、7番委員
4. 議事日程
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（知事処分）
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（知事処分）
 - 議案第4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
 - 議案第5号 農地法第5条第4項の規定による協議について（知事処分）
 - 議案第6号 農地法第5条第4項の規定による協議成立後の
事業計画変更協議について（知事処分）
 - 議案第7号 農業経営改善計画認定の審査について
 - 議案第8号 農業振興地域整備計画の変更について
5. その他
6. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただいまから定例会を開催したいと思います。</p> <p>また、丸亀のほうで新型コロナウイルスの感染者が出ていますので、皆さんも体調面には十分気をつけていただき、人が大勢集まる場所等に行かれる場合はマスク等で自己防衛をお願いできればと思います。</p> <p>議事につきましては、会長に進行をお願いします。</p>
議長	<p>こんにちは。ただいま新型コロナウイルスの話をされましたが、私も島外へ農協関係の会に行っていました。昨日はオリーブ米の試食会で、農産物の売れ行きが一気に落ち込んだと聞き、農業にも影響していると感じました。本日は議題が多くございますので、皆さんのご協力をお願いしてスムーズに進行してまいりたいと思います。</p> <p>本日の議事録署名人ですが、11番委員、12番委員をお願いします。</p> <p>それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の1番と2番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はじめに、追加議案を配付しています。追加は、議案第8号（農業振興地域整備計画の変更）になります。本日、追加議案第8号については、説明のみさせていただきます、意見がありましたら次回定例会までにいただく形でご了承いただければと思います。</p> <p>1番は、高松市在住の■■■■さん所有の 池田 字 ■■ ■■■番 畑 675 m² について</p> <p>2番は、土庄町在住の■■■■さん所有の 池田 字 ■■ ■■■番 畑 299 m² と 池田 字 ■■ ■■■番 畑 426 m² の計2筆 725 m²について 土庄町渕崎■■■■番地■■の■■■■さんが譲り受け、申請地ではオリーブを栽培する計画となっています。■■■■さんの現在の経営規模は6,265 m²で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと思います。</p>
議長	<p>地元委員さん、この件について補足説明はありますか。</p>
1番委員	<p>ご本人には会えておりませんが、現在もオリーブが植わっており、事務局に聞いたところ、これまで■■■■さんが作っていたのをそのまま譲渡するという形になるということですので、問題無いと思います。</p>

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、池田在住の■■■■さん所有の
池田 字 ■■■■ 番 ■■■■ 畑 1,550 m² について
池田 ■■■■ 番地の■■■■さんが譲り受け、申請地ではオリーブを栽培する
計画となっています。■■■■さんの現在の経営規模は5,037 m²で、5アールの
下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しな
いため、審査の基準は満たすものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 10年前から借りてオリーブを栽培しているそうですが、■■■■さんから畑を
処分したいとの申し出があったため、■■■■さんがそのまま譲り受けること
になったとの事です。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の4番につい
て、事務局から説明をお願いします。

事務局 4番は、室生在住の■■■■さん所有の
室生 字 ■■■■ 番 田 390 m² と
室生 字 ■■■■ 番 田 369 m² の計2筆759 m²について
土庄町■■■■番地の娘さんである■■■■さんが生前贈与で譲り受

け、申請地ではオリーブを栽培する計画となっています。■■■さんの現在の経営規模は3,049㎡で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4番委員 本人には会えていませんが、現地は剪定講習で使われたこともあり、今でもきちんと栽培されています。生前贈与ということもあり、問題無いと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の5番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 5番は、安田在住の■■■さん所有の安田 字 ■■■ 番 ■ 田 579㎡ について高松市木太町 ■■■ 番地 ■ の■■■さんが譲り受け、申請地ではオリーブを栽培する計画となっています。■■■さんの現在の経営規模は12,971㎡で、うち9,223㎡が高松市における経営面積になりますが、町内においても農地を借り受けてオリーブを栽培しています。■■■さんは高松市に居住していますが、町内に居住する母も農作業に従事することから、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

9番委員 本人は高松市在住ですが、長くこちらで耕作されています。町内の畑もきれいに除草し、管理も行き届いています。現地を見に行ったら、下にある公衆道路から1メートルほど上がっており、車で入れないことからそ

の上の■■■■から進入するようです。近所の人は構わないと言っているようですが、進入用の土地の所有者に許可を得ておくよう、本人に改めて念押ししておきました。たぶん問題にはならないと思います。

議長 この件は事務局からも事前に相談を受けており、熱心にやっているのは間違いないですが、住所が高松というところが気にはなっていました。ただ、こちらに母もおり、本人も栽培に帰ってきていますので、なんとか管理はできると思います。

9番委員 要所々々ではきちんとしています。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。次に、議案第2号（農地法第4条の規定による許可申請）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号は、大阪府在住の■■■■さん所有の
西村 字 ■■■■ 番 ■■■■ 畑 132 m² と
西村 字 ■■■■ 番 ■■■■ 畑 317 m² の計2筆449 m²について
自己住宅を建築するための転用申請となっています。
■■■■さんは、小豆島に夫婦で移り住むことを計画しており、要介護者で車椅子生活である夫のために、車両の進入が可能である自己の所有地に住宅を建築することとしています。
転用に係る造成については、擁壁の設置はなく既存石積を利用し、約0.85メートルまでの切土を行い、勾配1：0.14のコンクリート敷進入路を設ける計画となっています。また、雨水についてはため枡を設置し、汚水については合併浄化槽を設置し、いずれも既存南側道路側溝に排水する計画となっています。
申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準について、特に支障になるものは無いと思います。

議長	地元委員さんは本日欠席ですが、この件についていかがでしょうか。
事務局	申請については行政書士が提出に来られました。現地は坂になって上がっており、そのまま奥に進むと申請者の畑に行きつきますが、その手前の農地を転用する計画です。既に進入路が整備されているような状態です。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第3号（農地法第5条の規定による許可申請）について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>議案第3号は、室生在住の■■■■さん所有の 室生字■■■番■畑793㎡について 息子さんである室生■■■番地の■■■■さんが、住宅を建築し、貸駐車場を整備するための転用申請となっています。</p> <p>■■■さんは、現在父母と妻と子どもの計7人で、両親の家で暮らしていますが、3人の子どもの成長を考えると、現在の家では手狭となり、自己住宅を建築することとしています。また、住宅の建築と子どもの養育にかかる支出を考えると、収入に不安があり、貸駐車場を経営することとしています。</p> <p>計画地の選定については、父の所有地の中から申請地を選定しています。申請地のうち、転用計画にあたり一部利用しがたい部分があり、貸駐車場については、5台分の駐車を確保することとしています。</p> <p>なお、申請地は既に車庫が設置されているなど雑種地としての利用がされており、無断転用でありますので、始末書の提出も受けています。</p> <p>転用に係る造成は、約0.9メートルのコンクリート擁壁と約1.6メートルのコンクリートブロック擁壁を設置し、花崗土で約0.9メートル盛土を行う計画となっています。また、雨水についてはため枡を設置及び自然浸透により排水し、汚水については合併浄化槽を設置し、東側用悪水路に排水する計画となっています。</p>

申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準について、特に支障になるものは無いと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4番委員 以前は■■■■が駐車場として使用していました。今は小屋が2つ建っており、■■■さん宅は車が入れないので他に駐車場を借りています。息子さんから「狭いし駐車料金も必要なため出ていきたい」との話があったようです。現地を見たところ、上は山で隣は宅地、前は道路であり問題無いと思います。駐車数が多いように見えますが、数台分は■■■■に貸すようです。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。次に、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番と2番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、池田在住の■■■■さん所有の
池田 字 ■■■ ■■■番 田 953 m² について
2番は、池田在住の■■■■さん所有の
池田 字 ■■■ ■■■番 田 798 m² と
池田 字 ■■■ ■■■番 田 978 m² の計2筆1,776 m²について
土庄町■■■■番地■■の■■■■さんが、引き続き借り受けるものです。
申請地では、アスパラガスを栽培する計画で、期間は1番については2年間、2番については5年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

2番委員	この一帯はガラス温室が並んでいる団地で、通路は舗装もされており、小豆島中央病院から南へ200mぐらいのところにあります。本人には会っていませんが、温室内も管理が行き届いていますし、更新ということで問題は無いと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の3番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	3番は、池田在住の■■■■さん所有の 池田 字 ■■■■ 番 田 869 m ² について 池田 2435 番地 4 の■■■■さんが、引き続き借り受けるものです。 申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
1番委員	更新ということで問題無いと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の4番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	4番は、片城在住の■■■■さん所有の

中山 字 ■■■ 番 ■ 田 651 m² について
中山 ■■■ 番地の ■■■ さんが、引き続き借り受けるものです。
申請地では、水稻を栽培する計画で、期間は1年間の使用貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

3番委員 更新でもありますし、以前から水稻栽培を続けており、問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の5番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 5番は、片城在住の ■■■ さん所有の
中山 字 ■■■ 番 田 504 m² について
中山 ■■■ 番地 ■ 田の ■■■ さんが、引き続き借り受けるものです。
申請地では、水稻を栽培する計画で、期間は1年間の使用貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

3番委員 先程の件と同じ地域で、更新のため問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の6番と7番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 6番は、室生在住の■■■■さん所有の
 室生字■■■■番田 279㎡ について
7番は、室生在住の■■■■さん所有の
 室生字■■■■番畑 283㎡ について
室生208番地の■■■■さんが、新たに借り受けるものです。
申請地では、野菜を栽培する計画で、期間は5年間の使用貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4番委員 6番ですが、以前は■■■■さんに貸していましたが返還されてからは草刈りのみの管理をしていました。この度、■■■■さんから栽培の申し出があったことがきっかけです。7番は、所有者がスモモを栽培しておりましたが樹が全部枯れてしまったようで、■■■■さんから栽培の申し出がありました。現地は一続きになっており、スモモの根もきれいに処分し、ほぼ整地されていきました。周りはハウス栽培、オリーブやスモモの栽培がされています。以前はイノシシがよく出ていましたが、メッシュ柵をしましたので大丈夫だと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の8番について、事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>8番は、二面在住の■■■■さん所有の 二面 字 ■■■■ ■■■■番 田 736 m² について 二面 ■■■■番地の■■■■さんが、新たに借り受けるものです。 申請地では、水稻を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。</p>
議長	<p>地元委員さん、この件について補足説明はありますか。</p>
4番委員	<p>■■■■さんが何十年も草刈りだけしており、■■■■さんに水稻栽培を依頼したことがきっかけです。現地は道路に囲まれており、何も耕作しておりません。問題無いと思います。</p>
議長	<p>この件について意見はありますか。</p>
委員一同	<p>審議する。</p>
議長	<p>ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の9番について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>9番は、蒲生在住の■■■■さん所有の 吉野 字 ■■■■ ■■■■番 田 1,159 m² について 二面 ■■■■番地 ■■■■の■■■■さんが、新たに借り受けるものです。 申請地では、水稻を栽培する計画で、期間は1年間の賃貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。</p>
議長	<p>地元委員さんは本日欠席ですが、この件について事務局から補足説明はありますか。</p>
事務局	<p>5番委員から伺っております。現地は前農業委員の■■■■さんからの紹</p>

介で今回の契約に至ったそうです。以前は石場でも水稻栽培をしていたそうですが、海が近く潮を被ってうまく育たなかったようです。試しに1年こちらで栽培し、軌道に乗れば長く続けて栽培を行いたいとのことです。

9番委員 この辺りは米を作っている所がありますか。

事務局 昔は水稻栽培していましたが、今は川からこちらはしていません。

議長 この件についてほかに意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の10番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 10番は、吉野在住の■■■■さん外1名所有の
吉野 字 ■■■■ 番 ■■■■ 田 483㎡ について
坂手■■■■番地■■■■の■■■■さんが、新たに借り受けるものです。
申請地では、水稻を栽培する計画で、期間は1年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長 この案件も地元委員さんは欠席ですが、事務局から補足説明はありますか。

事務局 これも5番委員から伺っております。この件も先ほどの■■■■さんと仲間内の方のようで、無農薬・不耕起という独特な栽培方法を実践しています。
うまくいけば面積を拡大していく予定です。獣害対策も進めており、問題無いだろうとのことです。

4番委員 去年まで二面の同僚が直播きで作っていましたが、この1枚だけコンバインに乗って刈りに行くのも面倒とのことで辞めました。

10 番委員 ■■■さんは、イチゴの栽培に取り組もうとしていたところの人です。

事務局 こちらも■■■さんの仲介で今回の栽培につながった形になります。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の11番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 11番は、高松市在住の■■■さん外1名所有の
蒲野 字 ■■■ 番 ■■■ 田 294 m² と
蒲野 字 ■■■ 番 ■■■ 田 138 m² と
蒲野 字 ■■■ 番 ■■■ 田 186 m² の計3筆618 m²について
蒲野■■■番地の■■■さんが、引き続き借り受けるものです。
申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は5年間の賃貸借となっております。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長 これも地元委員さんは欠席ですが、事務局から補足説明はありますか。

事務局 5番委員より、前から作っているので問題ないとのこと。私も現地を確認しましたが、オリーブが植わっていらしたので問題無いと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の12番について、

事務局から説明をお願いします。

事務局

12番は、神懸通在住の■■■■さん所有の

片城 字 ■■■■ 番 ■ 田 1,483 m² と

片城 字 ■■■■ 番 田 435 m² の計2筆1,918 m²について

安田■■■■番地 ■ の■■■■さんが、引き続き借り受けるものです。

申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

8番委員

きれいに管理されていますし、更新案件なので問題無いと思います。

議長

この件について意見はありますか。

委員一同

ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の13番について、12番委員の関係する案件となりますので、一時退席をお願いします。

【12番委員退席】

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

13番は、馬木在住の■■■■さん所有の

安田 字 ■■■■ 番 ■ 田 843 m² と

安田 字 ■■■■ 番 田 499 m² の計2筆1,342 m²について

福田■■■■番地 ■ の■■■■さんが、引き続き借り受けるものです。

申請地では、イチゴを栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし

ているものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

10 番委員 まったく問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようございますので、申請のとおりとします。

【12 番委員着席】

12 番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。
続いて、議案第 4 号（農用地利用集積計画（利用権設定））の 14 番から 16 番と 18 番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 14 番は、土庄町在住の ████████ さん所有の
池田 字 █████ █████ 番 畑 23 m² と
池田 字 █████ █████ 番 畑 1,095 m² の計 2 筆 1,118 m² について
15 番は、池田在住の ████████ さん所有の
池田 字 █████ █████ 番 畑 315 m² と
池田 字 █████ █████ 番 畑 605 m² の計 2 筆 920 m² について
16 番は、奈良県在住の ████████ さん所有の
池田 字 █████ █████ 番 畑 1,921 m² について
18 番は、高松市在住の ████████ さん所有の
蒲生 字 █████ █████ 番 畑 237 m² について
（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借
入希望者である池田 █████ 番地 █████ の ████████ に貸し付けるもので
す。
申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は 10 年間の賃貸借となっ
ています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たしているものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1 番委員 新規となっていますが、今回から農地機構を通しての契約となることから新規となっているだけです。実質更新のため問題ありません。

職務代理 蒲生の方も、農地機構を通す前から長く借り受けており、問題はありませ
ん。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第 4 号（農用地利用集積計画（利用権設定））の 17 番について、
事務局から説明をお願いします。

事務局 17 番は、池田在住の■■■■さん所有の
池田 字 ■■■■ 番 畑 923 m² について
（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借
入希望者である土庄町■■■■番地 ■■■■の■■■■さんに貸し付けるもので
す。
申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は 10 年間の使用貸借となっ
ています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たし
ているものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1 番委員 ■■■■さんに伺ったところ、現地にはアングルハウスが残っていますが、こ
れを撤去・整地して来年度にオリーブの苗木を植える予定だそうです。他
の栽培地でもきれいに管理しているため、問題はありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の19番から21番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 19番は、室生在住の■■■■さん所有の
室生字■■■■番畑732㎡について
20番は、室生在住の■■■■さん所有の
室生字■■■■番畑1,154㎡について
21番は、室生在住の■■■■さん所有の
室生字■■■■番畑422㎡と
室生字■■■■甲■■■■番畑625㎡の計2筆1,047㎡について
（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である室生■■■■番地の■■■■に貸し付けるものです。
申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4番委員 19番は10年近くオリーブ栽培が行われています。■■■■さんには会っていませんが、本人がオリーブを収穫しているのを見たことがなく、既に栽培されているため問題無いと思います。20番は周囲を全部■■■■がオリーブの栽培をしており、残った一部だけ荒れていて、そこにオリーブを植えることは問題ありません。21番は5年生ほどのオリーブ樹が植わっていますが、■■■■さんが出荷しているのは見たことがなく、本人も高齢でオリーブ栽培できる状態でなく、農地機構を通しての■■■■が借り受けということで問題無いと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第5号（農地法第5条第4項の規定による協議）と議案第6号（農地法第5条第4項の規定による協議成立後の事業計画変更協議）について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号は、11月定例会において農地法第5条第4項の規定による協議で審議いただいた案件に追加となるもので、11月定例会において農地転用にあたり法定協議事前調整の申出に係る意見を聴取しています。
池田在住の■■■■さん所有の
池田 字 ■■■■ 番 ■■■■ 畑 133 m² について
■■■■が、特別支援学校駐車場を追加整備するための転用の協議となっています。

■■■■の整備にあたり、学校施設の基本設計を行ったところ、県の取得済用地での教員用や保護者用駐車場の確保が困難になったことから、農地転用の協議が成立した学校用地に隣接する農地を分筆のうえ協議地を駐車場として整備することとしています。

転用に係る造成については、高さ1.162～1.483メートルの重力式コンクリート擁壁を設置し、花崗土で0.4～0.6メートル盛土を行う計画となっています。また、雨水については北側水路をU型水路に改修し、排水する計画となっています。

申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものではありません。

議案第6号は、■■■■による特別支援学校駐車場の追加整備に伴い、11月定例会において農地法第5条第4項の規定による協議で審議いただいた案件について、協議成立後の事業計画変更を協議するものです。

■■■■が特別支援学校を整備するための転用の協議は成立しましたが、教員用や保護者用の駐車場を確保するため、事業計画の変更を必要としています。

議案は変更後の計画を記載しています。学校用地として、校舎に加えて設

備棟とキュービクルを設置する計画で、宅地、雑種地、用悪水路の併せ利用地に加え、先ほど転用の協議をした■■■■の駐車場 133 m²が併せて利用することになります。

転用に係る造成については、高さ 1.1~1.742 メートルの重力式コンクリート擁壁を設置する計画に変更となっています。

駐車場整備にかかる転用においても特別支援学校整備事業計画変更についても、特に支障になるものは無いと思いますので、いずれも問題ない旨を回答したいと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

2 番委員 この一連の件に関しては何回も協議しています。所有者の■■■■さんは農業をしていませんし、特別支援学校に隣接した土地になりますし、駐車場として何ら問題無いと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、問題ない旨回答します。
次に、議案第 7 号（農業経営改善計画認定の審査）の 1 つ目について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 7 号の 1 つ目は、蒲生の■■■■さん、■■■■さん夫婦の農業経営改善計画の認定申請となっております。■■■■さんは初めての更新となります。この計画の作成にあたっては、小豆農業改良普及センターの指導を受けながら作成しております。

それでは、計画について説明します。■■■■さんは、池田地区でアスパラガスを栽培しています。経営改善の方向の概要としては、栽培方法を工夫して品質の向上と収量の増加を図り、経営の安定を図るとのことです。目標所得は■■■■万円、目標労働時間は■■■■時間となっています。現在■■■■a で■■■■kg 生産していますが、5 年後の計画で、■■■■a で■■■■kg 生産する計画となっています。生産方式の合理化については、栽培方法を工夫し、品質・収量の向上を目指し、生産方式を改善したいとのこと。経営管理

の合理化については、パソコンによる簿記記帳を行い、経営分析を実施するとのことです。農業従事の態様等の改善については、家族経営協定を実践して休日を確保し、夫妻で役割分担して作業の効率化を図るとともに、研修生の受け入れや雇用制度を利用して労働力を確保するとのことです。以上のことから、妥当な計画と考えられます。

議長 この件について意見はありますか。

10 番委員 面積が変わらないのに収量が ■■■ kg も増えるのでしょうか。

1 番委員 今年から初めて収穫しているものがあります。株が大きくなってくると収量も上がってくるので、このような計画なんだろうと思います。

3 番委員 差はありますが、県内では 10a で 4 t 収穫する方もいます。

1 番委員 ■■■さんは、結構な量を収穫しています。

事務局 ■■■さんは移住者で、農協のインターンも利用しています。

議長 申請は 2 回目ですか。他に意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第 7 号（農業経営改善計画認定の審査）の 2 つ目について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 7 号の 2 つ目は、■■■■の農業経営改善計画の認定申請となっております。■■■■は 3 回目の更新となります。この計画の作成にあたっては、小豆農業改良普及センターの指導を受けながら作成しております。

それでは、計画について説明します。■■■■は、西村地区を中心に専作でオリーブを栽培しています。経営改善の方向の概要としては、耕作放棄地を中心に農用地を積極的に借上げ、経営規模の拡大を目指すとともに

に、果実だけでなく、枝葉も含めた農産加工品の研究開発や島内産を全面に出した販売戦略など、農業の6次産業化により、農業経営の改善と安定化を図るとのことです。目標所得は■■■万円、目標労働時間は■■■時間となっています。参考として、会社の目標売上高は■■■万円、目標利益は■■■万円となっています。現在果実を■■■aで■■■t、葉を■■■aで■■■t生産していますが、5年後の計画で、果実を■■■aで■■■t、葉を■■■aで■■■t生産する計画となっています。生産方式の合理化については、規模拡大を図る一方で、農地の条件・環境整備を実施するほか、作業性の改善、耕作条件の改善に努め、自社栽培園の収量を増やし、果実を安定的に確保して、オイルや加工品の生産を拡大するとともに、オイルの高品質化と高付加価値化を図るとのことです。経営管理の合理化については、作業計画表に基づいた人員配置、労働力の雇用など効率的な栽培体制を構築し、これにあたり公庫資金等の公的資金や補助事業を積極的に活用するとのことです。農業従事の態様等の改善については、地域住民を積極的に雇用するほか、オリーブ茶等加工品の商品化や剪定屑の飼料化により、作業量の平準化と収益性の向上を図るとのことです。

以上のことから、妥当な計画と考えられます。

議長 目標としては全然悪くなく、もっと高くしてもよいぐらいです。会社は従業員がごっそり刷新され、剪定が変わってしまいました。これで収量が上がってくれば、倍近く獲れる可能性はあります。この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。次に、議案第8号（農業振興地域整備計画の変更）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 町では現在、農業振興地域整備計画の全体見直しを行っています。農業振興地域整備計画は、農用地利用計画とマスタープラン（基本計画）の2つから成り、このうち農用地利用計画において設定する農用地区域については、8月定例会にあわせて農業委員さんにご説明し、9月に変更に係る意見聴取をしています。

議案第8号は、農用地区域の設定等の検討を経て、町農業振興対策協議会での協議や県からの指摘等を踏まえた農業振興地域整備計画の変更を行おうとするものです。

計画書1ページから5ページは、まず、農用地利用計画になります。土地利用区分の方向について、土地利用の構想は記載のとおりで、現況農用地871.4haのうち記載の方針により323haにつき農用地区域を設定する方針です。農業上の土地利用の方向としては、9地区に分けたそれぞれの特色を生かした農地利用を図ることとしています。農用地利用計画は、農用地区域から除外する土地が、既に個別除外した土地、既に道路等の公共施設となった土地の128筆を含め計186筆 約10.2ha、農用地区域に編入する土地が86筆 約3.6ha、用途区分変更をする土地のうち農地から農業用施設用地に変更するものが12筆 約1.3ha、農業用施設用地から農地に変更するものが4筆 約0.3haで変更し、農用地区域と用途区分を定めています。計画書6ページは、農業生産基盤の整備開発計画になります。農業生産基盤の整備及び開発の方向、農業生産基盤整備開発計画は、記載のとおりです。計画書7ページは、農用地等保全計画になります。農用地等の保全の方向、農用地等の保全整備計画は記載のとおりで、農用地等の保全のための活動として、交付金制度や補助事業の活用、鳥獣被害防止の取り組み強化、人・農地プランの実質化により守るべき農地の確保を図ることとしています。計画書8ページから11ページは、農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画になります。利用に関する誘導方向について、効率的かつ安定的な農業経営の目標は町の農業経営基盤強化促進基本構想をもとにしており、農業振興を図るほか農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施することとしています。利用の促進を図るための方策は、農用地の流動化対策として農地中間管理事業を積極的に活用した経営規模拡大に努め、農用地の集団化対策として担い手農家への集積、農業生産組織の育成対策として様々な機会を通じた人材育成や地域農業集団等の活動の活性化を図ることとしています。森林の整備その他林業の振興との関連は、記載のとおりです。計画書12ページは、農業近代化施設の整備計画になります。農業近代化施設の整備の方向としては、地域に適した農業の振興を目指し、米、野菜、花卉、果樹・オリーブの4つの主要作目についてそれぞれの現状を踏まえた整備の方向を記載しています。計画書13ページは、農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画になります。農業を担うべき者のための支援の活

動として、認定農業者への資金面での融通や新規就農者の円滑な就農を支援することとしています。計画書 14 ページから 15 ページは、農業従事者の安定的な就業の促進計画及び生活環境施設の整備計画になります。各計画における目標、農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策、生活環境施設の整備計画、その他の施設の整備に係る事業との関連については、記載のとおりです。計画書の最後に、土地利用計画図、農業生産基盤整備開発計画図、農用地等保全整備計画図、農村生活環境整備計画図を添付しています。

これらに続きますのが、計画に関する基礎調査資料とそれに関連する付図になります。

議長

この件について意見があれば、できるだけ早急に事務局までお願いします。意見集約により審議に変えることとします。

議案の審議はこれで終わりました。

それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。

職務代理

令和元年度の審議もこれで終わります。1年間、所有権移転や利用権設定等、大変多くの案件をご審議いただき、ありがとうございました。先ほども話に出ておりますが、田も整備できてはいても荒れてしまっており、大変憂慮しているところですので、これからも皆様のご協力をよろしくお願いします。

これで定例会を閉会とします。

閉 会 午後 2 時 4 5 分

議 長 会長

議事録署名人 11 番

議事録署名人 12 番